

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供に関する 条例（仮称）案に対する意見募集について

平成21年度の岡山市の政令市移行に併せて、特定非営利活動促進法に基づくNPO法人の認証等の事務を知事から岡山市長に権限移譲する予定である。

当該事務において、NPO法人の役員の住所を証明するため住民票の写しの添付を義務付けているが、県内在住者については、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報により役員の住所が確認できるため添付を不要としている。

しかし、岡山市が当該事務を行う場合、住民基本台帳法上、岡山市長には岡山市以外の住民の本人確認情報を利用する権限がないため、法人の役員が岡山市以外の住民であった場合、住民票の写しの添付が必要となり、申請者の負担が増加することとなる。

そこで、従来どおり住民票の写しの添付を省略することができるよう、岡山市長に対して県内在住者に係る本人確認情報を提供する条例を整備する必要がある。

この条例案に対して、県民から意見を募集するものである。

1 公表する資料

(1) 概要

(2) 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供に関する条例（仮称）案

2 資料の閲覧方法

(1) 岡山県企画振興部市町村課ホームページ

(2) 文書閲覧（県庁企画振興部市町村課、県政情報室、各県民局総務課、各支局総務室）

3 意見の募集期間

平成20年8月25日（月）から平成20年9月24日（水）まで（必着）

4 意見の提出先及び提出方法

(1) 提出先 岡山県企画振興部市町村課行政班

(2) 提出方法 郵送、FAX、電子メール

5 その他

募集の結果は、県の考え方等を添えて公表する。

なお、個々の意見に対して直接回答はしない。

(パブリック・コメント案文)

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供に関する 条例（仮称）案に対する意見募集について

住民基本台帳ネットワークシステムは、住民の本人確認情報を行政機関に提供することで、住民が各種申請をする際に住民票の写しの添付を省略できるなど、住民サービスの向上や行政の効率化に資するため運用しています。

この本人確認情報の利用は、個人情報保護のため、法令等により特定された者が特定された事務を行う場合に限定されています。

この度、平成21年度の岡山市の政令市移行に併せて、特定非営利活動促進法に基づくNPO法人の認証等の事務を知事から岡山市長に権限移譲するに当たり、従来どおり住民が各種申請の際に住民票の写しの添付を省略できるよう、岡山市長に対して本人確認情報を提供する条例を整備することを検討しています。

つきましては、この条例案に対する県民の皆様からの御意見を募集します。

1 公表する資料

(1) 概要

(2) 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供に関する条例（仮称）案

2 資料の閲覧方法

(1) 岡山県企画振興部市町村課ホームページ

(2) 文書閲覧（県庁企画振興部市町村課、県政情報室、各県民局総務課、各支局総務室）

3 意見の募集期間

平成20年8月25日（月）から平成20年9月24日（水）まで（必着）

4 意見の提出先及び提出方法

(1) 提出先 岡山県企画振興部市町村課行政班

(2) 提出方法

・ 郵送 （あて先 〒700-8570 岡山市内山下二丁目4番6号）

・ F A X （F A X 番号 086-221-5394）

・ 電子メール （メールアドレス juki@pref.okayama.lg.jp）

(3) その他

・ 様式は任意ですが、氏名、住所（市町村名のみで可）、電話番号、性別、年齢を明記してください。

・ 募集結果の公表の際には、氏名及び電話番号は公表しません。いただいた個人情報、このパブリックコメントの目的以外には使用しません。

5 その他

いただいた御意見は、十分に検討し、これに対する県の考え方等を公表します。なお、個々の御意見に対して直接回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

概要

1 趣旨

平成21年度の岡山市の政令市移行に併せて、特定非営利活動促進法に基づくNPO法人の認証等の事務を知事から岡山市長に権限移譲する予定である。

当該事務において、NPO法人の役員の住所を証明するため住民票の写しの添付を義務付けているが、県内在住者については、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報により役員の住所が確認できるため添付を不要としている。

しかし、岡山市が当該事務を行う場合、住民基本台帳法上、岡山市長には岡山市以外の住民の本人確認情報を利用する権限がないため、法人の役員が岡山市以外の住民であった場合、住民票の写しの添付が必要となり、申請者の負担が増加することとなる。

そこで、従来どおり住民票の写しの添付を省略することができるよう、岡山市長に対して県内在住者に係る本人確認情報を提供する条例を整備する必要がある。

2 本人確認情報の提供を受ける執行機関及び事務

- (1) 執行機関 岡山市長
- (2) 事務 ①NPO法人の設立の認証の申請
②NPO法人の役員の新規就任及び変更の届出
③NPO法人の合併の認証の申請

3 提供方法

住民基本台帳ネットワークシステムによる。

4 県の責務

本人確認情報の提供及び保護に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずる。

5 提供の状況の公表

毎年度、岡山市長への提供の状況を取りまとめ、その概要を公表する。

6 提供を開始する時期

平成21年4月1日

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供に関する条例（仮称）案

（趣旨）

第一条 この条例は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条の五第一項に規定する本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（県の責務）

第二条 県は、本人確認情報の提供及び保護に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

（本人確認情報を提供する区域内的の市町村の執行機関及び提供に係る事務）

第三条 法第三十条の七第四項第二号に規定する条例で定める県の区域内的の市町村の執行機関（以下「区域内的の市町村の執行機関」という。）は岡山市長とし、同号の条例で定める事務は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）に基づく同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であって規則で定めるものとする。

（区域内的の市町村の執行機関への本人確認情報の提供の方法）

第四条 知事が行う法第三十条の七第四項の規定による同条第三項に規定する保存期間に係る本人確認情報（以下「保存期間に係る本人確認情報」という。）の区域内的の市町村の執行機関への提供（同条第四項第二号に掲げる場合における提供に限る。）は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から電気通信回線を通じて区域内的の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

（提供の状況の公表）

第五条 知事は、毎年度、知事が行う保存期間に係る本人確認情報の区域内的の市町村の執行機関への提供の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（規則への委任）

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。